

藕益智旭の戒学

利根川 浩行

明代仏教界の巨匠と称される智旭がいかなる戒律観をもつていたか、己統藏経に収められている師の著述を中心に検討する。

靈峰藕益大師宗論卷首、八不道人（智旭）伝には
三十二歳擬註梵網作四圖問仏一曰宗賢首二曰宗天台三曰宗慈恩四曰自立宗頻拈得台宗圖於是究心台部而不肯爲台家子孫以下近世台家与禅宗賢首慈恩各執門庭不能三和合故也（三左）

と、梵網経を注釈しようとする時、くじに依つて天台を宗としたこと、智旭は当時の天台宗人に不満を抱いていたことを記しており、師を天台宗の僧と云う事はできない。しかしながら、智旭自身が梵網合註縁起に

次探法華玄義摩訶止観等書。私淑台家教観。

（己統藏六〇・三一〇右）

と述べて、天台智顗に私淑していたこと、その經典解釈に五重玄義を用いていること等から天台教学によつていたことは

確かである。

重治毗尼集要序に次の記述が見える。

子生于万曆二十七年。己亥五月初三日亥時。壬戌五月初七日。髻髮出家。是為二十四歳。次年臘月八日。受具戒於雲棲和尚像前。又次年。受菩薩戒於雲棲和尚塔前。皆古德法師為阿闍梨。

（己統藏六三・一六四右）

この記述から、智旭が古德法師（不詳）を戒師として二十五歳の時具足戒を受け（先受小戒）翌年菩薩戒を受けたこと（後受大戒）、雲棲和尚を尊崇していたことが知れる。雲棲和尚とは釈氏稽古略統集に録されている雲棲大師と同一人と思われる。

雲棲大師 諱株宏。字仏慧。号蓮池。乙卯年寂

（大正藏四九・九五三下）

この雲棲株宏は智顗撰とされる菩薩戒經義疏に戒疏発隠と云う注書の撰者として知られている。

宗論卷首、八不道人伝に

隨無異禪師至金陵盤桓百有十日尽詣宗門近時流弊乃決

ニ意弘律。

(三左)

と記されているが、智旭の目から見た当時の仏教界は満足すべき状態になかったこと、これを復興する為には出家僧侶の持律が肝要であるとしたことが知れる。

この様に、「意を弘律に決」した智旭の戒律観は、先ず法華經会義に

約ニ出家論持戒ニ者菩薩律儀通ニ七衆ニ比丘篇聚局ニ大僧ニ只此篇聚於ニ諸戒中最尊最貴以ニ是七衆上首故也然以ニ自度心持レ之則便為ニ声聞戒以テ求ニ無上道ニ心ヲ持レ之則便為ニ菩薩戒波羅蜜ニ就ニ無上道ニ復有ニ四別謂依ニ四種四諦所ニ發四弘誓願也

(正統藏五〇・二〇四右)

と述べて、菩薩戒を意識しながらも、比丘の篇聚即ち具足戒を最上としていること、但し、これを四種四諦によつて発する四弘誓願によらなければならないとしている。智旭のこの説は、天台智顗が法華玄義に

廻向具足無上道戒者。即是菩薩於ニ諸戒中。具ニ四弘六度。發願要心廻ニ向菩提。故名ニ大乘戒。 (大正藏三三・七一七上)

と、説く主張と共通するものである。

智旭のこの説は毗尼事義集要序に

問。比丘律藏。本属声聞。梵網戒經。方為大經。今云四級(五・十・比丘・菩薩戒)皆円頓境。則大小奚分。又既称円頓。則一種已足何須四級。答。円人受法。無法不円。既稟法華開顯之旨。一

藕益智旭の戒学(利根川)

色一香無非中道。豈有戒法而不円頓。故法華玄義云。開籠者。毗尼学即大乘学。：若謂一種已足。則華嚴七処九会。亦可云一処一会已足耶。 (正統藏六三・一六八左)

と説き、四分律藏大小持戒捷度略釈に

智者大師云三帰五戒十善二百五十皆是摩訶衍荊谿尊者云一止一作無レ非法界又云戒無ニ大小ニ由受者心期ニ是知大乘以ニ此戒為レ本 (正統藏七一・一左)

と説いていることから、より判然とする。即ち、優婆塞は五戒を沙弥は十戒を受持すべきであり、比丘は四分律を大乘戒として受持すべきと主張しているのである。当然とも思えるこれらの説を智旭が再三述べていることは、逆に当時の仏教教団における持律態度の弛緩を示している様に思われる。

智旭のこの態度は菩薩戒受戒においても同様である。師はしばしばその著述の首に自身を菩薩沙弥と記している。

仏説梵網經菩薩心地品玄義

菩薩沙弥古具 智旭述

明 菩薩比丘溫陵 道昉訂

(正統藏六〇・二九九右)

この菩薩沙弥、菩薩比丘は珍らしい用語であるが、梵網經合註には

大乘律法。雖是一切律之所朝宗。然既通於七衆。故於比丘五篇七聚名義。仍須隱而不説。蓋菩薩比丘。及比丘尼。自底学毗尼集要。

藕益智旭の戒学（利根川）

及律藏全書。：若菩薩沙弥。菩薩優婆塞等。只須依此修学。而篇聚名義。尚非分内之所应知。万万勿求先知。

（記統藏六〇・三一〇左）

と、菩薩沙弥、菩薩比丘に加えて、菩薩比丘尼、菩薩優婆塞の語も見える。この記述は、菩薩比丘・比丘尼は律藏を学ばなければならぬこと、菩薩沙弥・優婆塞は菩薩戒を学ぶ必要があることを主張しているが、特に、沙弥・優婆塞が篇聚の戒（五篇七聚・具足戒）を知ろうとしてはならないと説いているところに智旭の特色が示されている。菩薩沙弥等に関して智旭の説明は見られないが、毗尼事義集要には

問。五戒。十戒。比丘。菩薩。喻如重樓四級。故曰。不受五戒而受十戒。乃至不受比丘戒而受菩薩戒。俱無有是处。是則次第之義昭然。今胡許沙弥受菩薩戒。豈不違金口誠言。答。重樓之喻。蓋是一往明其次第。必欲執之。則優婆塞亦不得受菩薩戒矣。既可許優婆塞。胡独不許沙弥。沙弥乃反不及優婆塞耶。

（記統藏六三・一六八左）

と記し、更に、在家律要広集には

次當懺悔以洗罪愆。然後可受三帰。或三年一年。極少四月。方許進受五戒。深明開遮持犯。一一清淨。方許進受菩薩大戒。此乃遵仏遺教。不許躋等。或有利根。欲頓受者。亦須次第別時。如寅時授三帰回向已。至午時授五戒。（記統藏一・十一・三六四右）

と記している。この二つの文から智旭当時の受戒制度を窺う

ことができる。即ち、原則として五戒・十戒・比丘戒・菩薩戒は順次受戒しなければならなかつたこと、但し、五戒を受けた優婆塞が菩薩戒を受けることは認められていたこと（この在家においても受三帰戒・受五戒・受菩薩戒の順は守らなければならない）、沙弥が比丘戒を受けずに菩薩戒を受けることは問題とされるが智旭はこれを許したこと等である。更に、以上の資料から菩薩沙弥等の語を推論すると、沙弥にして菩薩戒を受けたものを菩薩沙弥、優婆塞にして菩薩戒を受けたものと菩薩優婆塞等と称したかと思われる。しかし、智旭は冒頭の伝記に記した様に、比丘戒、次いで菩薩戒を受けており、それならば菩薩比丘と称すべきであるのに菩薩沙弥と自称していることは疑問である。法華経会義に

先大後小仍名菩薩比丘

（記統藏五〇・三六七右）

とあり、智旭が先小後大の順に受戒したとことと関連があるかと思われるが断定はできない。

毗尼事義集要には更に、次の智旭の説が見られる。

問。念仏一門。広大簡易。信応奉行。但能一心念仏。自然止惡防非。何須矻矻窮年学律法。名相浩繁。已非簡易。果極声聞。又非広大。恐不若専宏浄土法門之妙也。答。持戒念仏。本是一門。原非異轍。浄戒為因。浄土為果。若以持名為逕。学律為紆。既違願命誠言。

（記統藏六三・一六六左）

念仏門は広大にして易、且つ止惡作善の用あり、一方持律

はその果声聞位を極めるのみにして、且つ難との説に対して、持律と念仏は因果の關係にあつて別の法門にあらず、念仏を菩提への近道としてこれのみに依り、持戒を回り道としてこれを忌避することは仏の遺勅に背くものとするこの説は、当時の仏教界の風潮と、これに対する智旭の態度を明確に示すものである。と同時に、念仏と持戒に関する智旭の説は、日本仏教における所謂の戒淨双修説と共通するものであり、興味深い。

智旭の易きにつくことを誠める説は、同じ毗尼事義集要に問。末世鈍根。只宜要略。四分律藏。世尚畏其繁瑣支離。置之高閣。今此集要。援引諸家。益覺紛雜。何不直宗四分戒本。略加旁註釈疑。有何不可。答喜略不喜広。自是末世通病。：（同）

と述べて、略を喜こび広を厭うことを厳しく批判している。この記述は逆に、略を喜こばす広を厭わずと云う智旭の嚴格な姿勢を示していると思われる。

中国天台戒律史において最も論義的となつたものは戒体説である。天台大師智顗は次第禪門等に大乘心法戒体説を記し、菩薩戒疏に性無作仮色戒体説を主張しており、特に、趙宋天台期の諸師は矛盾する両戒体説をいかに会通するかに腐心したのである。これについて、智旭は梵網經玄義に

先陳五義。一積名。二顯体。三明宗。四弁用。五教相。…二顯体者。…次會義疏無作戒体者。…今正秉戒成修。何須復談理体。所

以於三重中。雖名出体。乃是戒之当体。非是所依理体。以理体属性。戒体属修。理体於五重中属体。戒体於五重中属宗。

（『統藏六〇・二九九右・三〇八左』）

と説く。菩薩戒義疏の三重玄義解釈を天台智顗通例の五重玄義に改めて梵網經を解釈している点に智旭の特色が見られる。「義疏の無作戒体を会す」の項において、普旭は經体と戒体の別から、当体・所依、性・修により、五重玄義においては經体は体に属し戒体は宗に属するものと主張している。この様に、五重玄義と三重玄義の相違に着目し、無作戒体を会通した智旭の態度は、従来の会通の仕方と異なるものである。

その性無作仮色を、梵網經合註には

戒体者。不起而已。起即性。無作仮色。譬公积云。謂此戒体。不起則已。起則全性。而性修交成。必有無作仮色。

（『統藏六〇・三三五左』）

と自説を述べず、譬公の説を紹介するのみであるが、この説は智旭が尊崇した雲棲株宏が菩薩戒義疏發隱に

言此戒体不起則已。起即是性。性起交成。所謂全性是修。全修是性。故有無作。

（『統藏五九・三三五右』）

と述べる説に酷似している。しかし株宏を譬公と呼ぶ資料は見当らない。戒に關して譬公と云う師の著述があつたとも考えられるが、不明な点が多く、後学を期す。

（大正大学綜合仏教研究所研究員）